

第2章 環境への負荷が少ない循環型社会広島

環境の復元能力や有限性を認識して、生態系の微妙な均衡を保持し、人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、県民の日常生活や事業活動から生じる環境への負荷を低減するとともに、資源の効率的利用、水資源、廃棄物などの循環利用を推進し、将来にわたって持続可能な社会システムを構築します。

第1節 循環型社会の構築

1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

●現状と課題

（1）排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に沿って処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量はともに、平成10年度から平成13年度にかけて増加傾向にありましたが、平成14年度から、減少に転じています。しかし、なお年間100万トン以上の排出量がある状況です。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、概ね年間1,400万トン前後で推移しています。

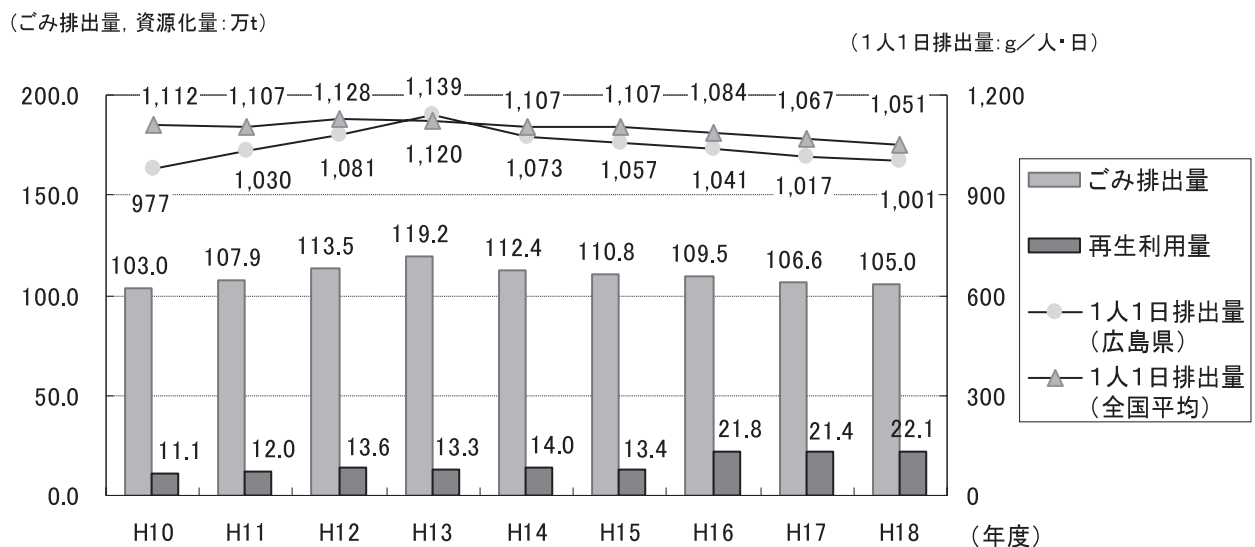
（2）再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

一般廃棄物、産業廃棄物ともに、各種リサイクル法の整備などを背景にリサイクルへの着実な取組みがされており、一般廃棄物再生利用量、産業廃棄物再生利用量ともに増加傾向にあります。

一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

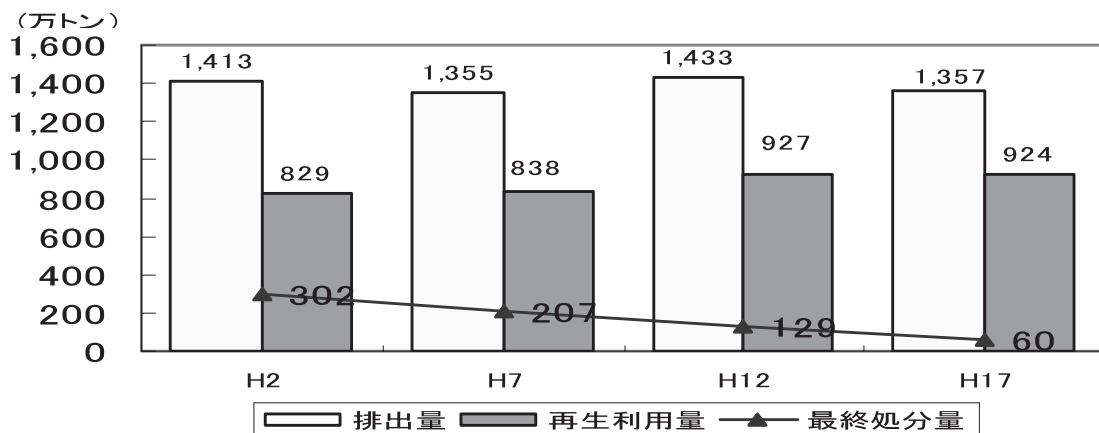
こうした状況を踏まえ、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組をさらに強化する必要があります。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



資料：県循環型社会課

図表 2-1-2 産業廃棄物排出量の推移



資料：県産業廃棄物対策課

【施策の方向】

- 循環型社会の構築を目指した3R〔リデュース（排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）〕の推進

●施策の展開

（1）総合的・計画的な取組の推進

廃棄物処理計画に基づく施策の推進

- 平成19年12月に策定した第2次廃棄物処理計画に基づき、生産・流通・消費・廃棄に関わるすべての主体が適切な役割分担と責任のもと、協働・連携して廃棄物問題に取り組むことにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから循環型社会への転換を図っています。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

ア 廃棄物処理計画策定事業〔環境政策課，環境保全課，循環型社会課，産業廃棄物対策課〕

【平成19年度事業実績】平成19年11月に広島県環境審議会会長から、計画目標案，廃棄物処理に係る課題・施策，産業廃棄物埋立税の導入効果や，あり方などについて答申を受け，平成19年12月に第2次廃棄物処理計画を策定しました。

【平成20年度事業内容】事業終了

イ 産業廃棄物処理実態調査事業〔産業廃棄物対策課〕

5年毎に調査を行う産業廃棄物実態調査を補完するため，この調査を実施しない年度において簡易な調査を行うことにより，毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し，廃棄物処理計画の適切な進捗管理を図ります。

【平成19年度事業実績】補完調査を行い，平成18年度の実態を把握しました。

【平成20年度事業内容】補完調査を行い，平成19年度の実態を把握します。

(2) 排出抑制（リデュース）の推進

ア 県民による取組の促進

- 廃棄物の発生が少ないライフスタイルの確立に向け、新聞・テレビ・パンフレット等を活用した幅広い広報・啓発活動を実施し、使用済み製品の再使用、使い捨て製品の使用自粛、過剰包装の辞退、資源ごみの分別収集、生ごみなど有機性廃棄物の資源化等の取組を促進します。
- 市町が行う家庭・事業所の生ごみのコンポスト化、デポジット機の設置、買い物袋持参運動などの取組に関する啓発等の必要な支援を行います。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

(ア) 廃棄物抑制啓発広報事業（事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業）[環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムとの連携のもと、8月～12月の間にテレビ等を通じて、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行います。

【平成19年度事業実績】10月の「3R推進月間」にひろしま地球環境フォーラムとの連携のもと、テレビ等を通じて、廃棄物の抑制や環境配慮の取組を促す啓発広報を行いました。

【平成20年度事業内容】8月～12月の間、ひろしま地球環境フォーラムとの連携のもと、温暖化防止や廃棄物抑制に関する啓発広報を行います。

(イ) フォーラム一斉行動 [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムとの連携のもと、10月～12月の3ヶ月の間に、特定の月、週、日において、会員やその家族がそれぞれの地域で省エネや環境美化活動等のエコ活動に一斉に取り組む事業を実施します。

(ウ) 環境月間行事の実施 [環境政策課]

⇒詳細は「第4章第1節1 環境関連情報の総合的な提供、環境保全思想の普及啓発」(p142)

イ 事業者による取組の促進

- 「拡大生産者責任」⁴の考え方にに基づき、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、リサイクルしやすい製品の開発、再生資源の利用について働きかけを行うなど、事業者における取組を促進します。
- 廃棄物処理法及び生活環境保全条例で義務付けられている多量排出事業者を中心に「産業廃棄物処理計画」の策定などを促進します。
- 平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」により、産業廃棄物の継続的な排出抑制を促すとともに、その税収により、リサイクルの推進や産業廃棄物の抑制などの幅広い施策を推進します。

1 コンポスト：生ごみなどの有機性廃棄物からできた堆肥，又は堆肥化手法のこと。

2 デポジット：予め一定の金額を預かり金として商品価格に上乗せし，使用後に販売店等に容器を返却すれば預かり金が払い戻されるシステム。現在，ビール業界において独自に実施されており，資源回収や資源ごみの散乱防止に有効な制度とされている。

3 3R推進月間：平成3年10月に施行された再生資源利用促進法の中で1R（リサイクル）の取組促進が講じられたことにより，リサイクル推進月間として始まる。その後，再生資源利用促進法の改正法である資源有効利用促進法において3R（リデュース：廃棄物の発生抑制，リユース：再使用，リサイクル：再生利用）の具体的な枠組が示されたことなどにより，平成14年からは3R推進月間と名称を変更し，広く普及啓発活動が行われている。

4 拡大生産者責任：生産者が，その生産した製品が使用され，廃棄された後においても，当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には，①製品の設計を工夫すること，②一定の製品について，それが廃棄された後，生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが挙げられる。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

(ア) 廃棄物再生事業者登録制度の推進〔循環型社会課〕

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図ります。

【平成19年度事業実績】平成19年度末時点で、84事業者の登録を行っています。

【平成20年度事業内容】引き続き、事業者の申請に基づき登録を行います。

(イ) 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導〔産業廃棄物対策課〕

前年度の産業廃棄物発生量が500トン以上（特別管理産業廃棄物については50トン以上）の多量排出事業者等へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導します。

【平成19年度事業実績】産業廃棄物処理計画の作成について、事業所等への指導を行いました。

対象事業者 ①前年度の産業廃棄物発生量が500トン以上1,000トン未満の事業者【広島県生活環境の保全等に関する条例】

②前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物については50トン以上）の事業者【廃棄物処理法】

【平成20年度事業内容】引き続き、廃棄物処理法及び生活環境保全条例に基づく計画の策定を指導します。

(ウ) 排出事業者適正処理対策事業〔産業廃棄物対策課〕

平成20年度から排出事業者のマニフェスト交付状況報告が義務化されることに伴い、排出事業者に対して制度の周知徹底及び廃棄物処理法に関する知識の向上を目的とする啓発事業を実施しました。

【平成19年度事業実績】排出事業者を対象とした研修会を実施しました。

【平成20年度事業内容】廃棄物排出者責任強化対策事業で実施します。

(エ) 産業廃棄物に対する課税と税充当事業の実施〔環境政策課・循環型社会課・産業廃棄物対策課〕

県内で埋め立てられる産業廃棄物を抑制する方策として、平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」を活用し、リサイクルや廃棄物対策、自主的環境保全活動を推進します。

【平成19年度事業実績】税収を用いて次の事業を展開しました。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| ①バイオマスエネルギー利用ネットワーク推進事業（p17） | ⑩産業廃棄物最終処分場高度監視事業（p41） |
| ②産業廃棄物処理実態調査事業（p26） | ⑪PCB廃棄物処理促進事業（p42） |
| ③事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業（p27, p161） | ⑫産業廃棄物処理情報管理推進事業（p42） |
| ④排出事業者適正処理対策事業（p28） | ⑬地域廃棄物対策支援事業（p43） |
| ⑤リサイクル製品使用促進事業（p29） | ⑭不法投棄監視体制強化事業（p44） |
| ⑥リサイクル関連研究開発費助成事業（p30） | ⑮アスベスト対策推進事業（p91, p92, p93） |
| ⑦リサイクル施設整備費助成事業（p31） | ⑯瀬戸内海水環境等調査事業（p106） |
| ⑧循環型社会形成推進機能強化事業（p31） | ⑰環境学習ライブラリー推進事業（p143） |
| ⑨海域環境改善調査事業（p31） | ⑱環境学習モデルタウン事業（p147） |
| | ⑲産学間連携協力促進事業（p149） |

【平成20年度事業内容】 税金を用いて次の事業を展開します。

- | | |
|------------------------------------|-----------------------------|
| ①エコ事業所支援事業（p10） | ⑪循環型社会形成推進機能強化事業（p31） |
| ②県民エコ運動支援事業（p12） | ⑫海域環境改善調査事業（p31） |
| ③環境基本計画等推進事業（p13） | ⑬産業廃棄物最終処分場高度監視事業（p41） |
| ④地域エネルギーネットワーク推進事業（p17） | ⑭ダイオキシン類等対策事業（p41） |
| ⑤産業廃棄物処理実態調査事業（p26） | ⑮P C B廃棄物処理促進事業（p42） |
| ⑥事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業（p27, 161） | ⑯産業廃棄物処理情報管理推進事業（p42） |
| ⑦廃棄物排出者責任強化対策事業（p29） | ⑰地域廃棄物対策支援事業（p43） |
| ⑧リサイクル製品使用促進事業（p29） | ⑱不法投棄監視体制強化事業（p44） |
| ⑨リサイクル関連研究開発費助成事業（p30） | ⑲アスベスト対策推進事業（p91, p92, p93） |
| ⑩リサイクル施設整備費助成事業（p31） | ⑳環境学習モデルタウン事業（p147） |
| | ㉑びんごエコ団地企業立地支援事業（p167） |

平成20年度に講じる施策（新規）

（ア）廃棄物排出者責任強化対策事業〔産業廃棄物対策課〕

平成20年度から排出事業者のマニフェスト交付状況報告が義務化されたことに伴い、排出事業者責任の徹底による適正処理対策を強化します。

【平成20年度事業内容】排出事業者を対象とした講習会の開催や、広報等による周知を行うとともに、産業廃棄物排出事業者指導員を配置して、排出事業者責任の徹底を指導します。

（3）再使用（リユース）・再生利用・熱回収（リサイクル）の推進

ア リサイクル資源の利用拡大

- ごみのリサイクルを推進するためには、適切な分別が必要であり、市町が実施する多種分別収集や資源化などの取組に対し助言・支援を行います。
- 焼却灰の溶融スラグ⁵については、土木資材等への活用を推進します。
- リサイクル製品登録制度の実施、環境関連イベント等におけるリサイクル製品の展示など、県民、事業者等への関連情報等の積極的な提供によりリサイクル製品の利用拡大を図ります。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

（ア）リサイクル製品使用促進事業〔循環型社会課〕

県内産リサイクル製品の使用促進を図るため、事業者からの申請に基づき、要件・基準に適合した県内産リサイクル製品の登録を行います。登録された製品は県のホームページ等で製品情報を積極的に提供し、利用者の選択機会の充実を図ります。

⁵ 溶融スラグ：燃料や電気から得られた熱エネルギー等により、焼却残渣等の廃棄物を概ね1200℃以上の高温条件化で無機物を溶融した後、冷却したガラス質の固形物。砂や砂利の代用として、コンクリートやアスファルトへの利用が可能

【平成19年度事業実績】 リサイクル製品登録制度に基づき、平成19年度末時点で309製品の登録を行いました。

また、登録製品パンフレットの作成・配布や、環境関連イベントへの出展を行うとともに、県の事業・事務において登録リサイクル製品の率先した使用・購入に努めました。

【平成20年度事業内容】 登録制度を引き続き実施し、県ホームページで情報提供を行うとともに、製品パンフレットの作成・配布、環境関連イベントへの出展、県の事業・事務での率先使用などを通じて県内全体でのリサイクル製品の普及・使用促進を図ります。

図表 2-1-3 平成19年度 県の事業・事務における登録リサイクル製品の使用・購入実績

(平成20年8月末集計)

種 別	品 目 名	平成19年度使用量	単 位
第一種	改良土	538	m ³
	積みブロック	1,795	個
	工事表示板・工事立て看板	1	基
	自由勾配側溝	87	個
	環境保全型ブロック	3,598	個
	堆肥原材料	55	m ³
	再生鋼土（堤体盛土材）	2,730	m ³
第二種	再生碎石	84,274	m ³
	再生粒度調整碎石	6,265	m ³
	再生砂	310	m ³
	再生加熱アスファルト混合物	64,349	t
	インターロッキングブロック	268	m ²
	緑化基盤材・吹付材	2,240	Kℓ
	バーク堆肥	12,244	kg
	有機肥料（普通肥料）	45,000	kg
	擬木	75	m

資料：県循環型社会課

イ 実用的な技術開発に対する支援と積極的な導入

- 実用的な技術開発を促進するには、コスト・リスクの軽減を図ることが重要であり、県内事業者が行うリサイクル技術等の開発や実用化・事業化等の各段階における助成制度の充実等を図ります。
- 「広島県環境関連産業創出推進協議会⁶」などの活動を通じ、産学官の連携や、同業種・異業種などの多面的な事業者間連携を促進し、環境関連の技術開発を促進します。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

（ア）リサイクル関連研究開発費助成事業〔循環型社会課〕

事業者の実施する廃棄物リサイクルに関する研究開発を支援することにより、その成果の事業化を通して、資源循環・廃棄物の削減を積極的に推進します。

⁶ 広島県環境関連産業創出推進協議会：環境関連産業の集積による本県産業構造の多角化と雇用の場の創出を目的として平成13年6月に設置された組織。

項 目	内 容
対象分野	廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクル
対 象 者	構成員の2/3以上が県内に本社を置く中小企業者である3者以上の構成員から成る共同研究グループ 県内に主たる事務所を置く組合等
対象経費	即効性が高いと見込まれる研究開発 対象経費が15,000千円以上
補 助 率	2/3 以内
補 助 額	10,000千円以上 20,000千円以内/件

【平成19年度事業実績】4事業について総額20,000千円の支援を行いました。

【平成20年度事業内容】3事業について支援を行います。

(イ) リサイクル施設整備費助成事業〔循環型社会課〕

循環型社会への転換を進める上において、効果が大きいと認められるリサイクル関係施設等の整備に要する費用の一部を助成します。

項 目	内 容
対象分野	廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクル
対 象 者	新設施設（国庫補助対象を除く）の設置者
対象経費	技術の優位性・先導性、県内への波及効果、県内埋立量の減量効果が高い設備の整備費
補 助 率	1/3 以内（びんごエコタウンモデル地域内は、1/3+5%以内）
補 助 額	1億円以内/件

【平成19年度事業実績】1事業総額30,700千円の支援を行いました。

【平成20年度事業内容】1事業について支援を行います。

(ウ) 循環型社会形成推進機能強化事業〔循環型社会課〕

産業廃棄物処理分野での循環型社会形成への取組を強化・加速させるため、産業廃棄物処理業界と大学による体系的な研究開発等に取り組む産学連携の推進母体に対して研究開発活動経費を助成します。

【平成19年度事業実績】20テーマ総額90,261千円の支援を行いました。

【平成20年度事業内容】22テーマについて支援を行います。

(エ) 環境関連産業創出事業〔新産業課〕

⇒詳細は「第4章第2節1 エコビジネスの育成・集積の促進」(p167)

(オ) かき筏処理システム事業化調査事業（海域環境改善調査事業）〔産業廃棄物対策課〕

海域環境を改善するため、廃かき筏の処理システムの事業化を検討します。

【平成19年度事業実績】かき筏の揚陸試験、かき筏破砕チップをバイオマス発電燃料として利用するための燃焼試験、破砕施設の検証を行い、最適なかき筏処理システムの検討を行いました。

【平成20年度事業内容】発電所におけるかき筏破砕チップと石炭の混焼実証試験、かき筏処理事業に係る適地選定調査を行い、事業化可能性を検証します。

(カ) 廃棄物リサイクル品を用いた底質改善手法検討事業（海域環境改善調査事業）〔産業廃棄物対策課〕

海域環境を改善するため、廃棄物リサイクル品を用いた底質改善の手法を検討します。

【平成19年度事業実績】干潟における水質、底質、生物等の現況調査を行い、廃棄物リサイクル品を用いた底質の改善方法を検討しました。

【平成20年度事業内容】前年度の検討結果に基づき、干潟の底質改善のための実証試験（試験区域の造成、モニタリング調査）を実施して、底質改善効果の把握及び底質改善工法の検証、評価を行います。

ウ 各種リサイクル法の円滑な運用

○「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の周知等を徹底するとともに、各法制度の趣旨を踏まえた関係機関、県民等が連携した取組への指導・支援等を推進します。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

(ア) 資源有効利用促進法〔循環型社会課〕

資源有効利用促進法に基づく3R対策や分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収システム等について、県民に周知します。

【平成19年度事業実績】製造事業者による廃パーソナルコンピュータの自主回収・リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及・啓発活動を行いました。

【平成20年度事業内容】引き続き、制度の周知を図ります。

(イ) 容器包装リサイクル法の推進〔循環型社会課〕

容器包装リサイクル法に基づき、分別収集の徹底に向けた市町の取組を支援していくとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知します。

【平成19年度事業実績】

図表 2-1-4 容器包装廃棄物の分別収集の状況

(単位：t)

区 分	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
無 色 ガ ラ ス	8,893	8,753	8,752	8,435	8,019	8,063	7,755
茶 色 ガ ラ ス	8,639	8,515	8,653	8,229	8,002	7,985	7,847
そ の 他 の ガ ラ ス	2,701	2,822	2,971	3,112	2,837	2,780	2,670
そ の 他 の 紙	0	0	93	97	42	0	0
ペ ッ ト ボ ト ル	2,731	3,392	3,885	4,460	4,575	5,168	5,395
その他のプラスチック	10,452	13,258	14,082	31,817	32,488	31,513	30,603
(うち白色トレイ)	15	13	15	11	15	15	15
ス チ ー ル	11,339	10,741	9,709	8,949	7,790	7,191	6,137
ア ル ミ	4,663	4,661	4,221	3,679	3,349	3,131	2,685
飲 料 用 紙 パ ッ ク	104	106	128	144	245	133	123
段 ボ ー ル	11,604	12,154	11,661	11,877	11,637	11,752	10,852
計	61,126	64,402	64,155	80,799	78,984	77,696	74,067

資料：県循環型社会課

【平成20年度事業内容】平成20年4月を始期とする第5期広島県分別収集促進計画の推進を図ります。

図表 2-1-5 広島県分別収集促進計画（第5期）の概要

(単位：t)

区 分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
無 色 ガ ラ ス	7,875	7,855	7,837	7,811	7,790
茶 色 ガ ラ ス	7,520	7,472	7,429	7,378	7,328
そ の 他 の ガ ラ ス	2,954	2,928	2,904	2,879	2,854
そ の 他 の 紙	733	735	738	738	1,248
ペ ッ ト ボ ト ル	5,063	5,097	5,128	5,153	5,178
そ の 他 の プ ラ ス チ ッ ク	31,045.5	31,157.5	31,259.5	31,615.5	32,486.4
(うち白色トレイ)	19.5	19.5	19.5	19.5	19.4
ス チ ー ル	7,012	6,929	6,849	6,764	6,680
ア ル ミ	3,102	3,073	3,043	3,012	2,980
飲 料 用 紙 パ ッ ク	213.4	211.4	211.4	210.4	210.4
段 ボ ー ル	13,324	13,338	13,353	13,355	13,352
計	78,841.9	78,795.9	78,751.9	78,915.9	80,106.8

資料：県循環型社会課

(ウ) 家電リサイクル法の推進〔循環型社会課〕

家電リサイクル法に基づき、県民に対して、廃家電（家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について周知します。

【平成19年度事業実績】家電リサイクル法の適正な運用を図るための普及・啓発活動を行いました。

【平成20年度事業内容】引き続き、適正な運用を推進します。

(エ) 自動車リサイクル法の推進〔産業廃棄物対策課〕

自動車リサイクル法に基づき、自動車のリサイクルを推進します。

【平成19年度事業実績】自動車リサイクル制度及び登録許可業者名簿について、ホームページ等を通じて周知しました。また、関連事業者の登録・許可業務を行うとともに、立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理について指導しました。

【平成20年度事業内容】引き続き、自動車リサイクル法の円滑な施行に向けて周知に努めます。

また、関連事業者の立入検査を実施し、使用済自動車の適正な再資源化の推進を図ります。

図表 2-1-6 関連事業者の登録・許可状況（平成20年3月31日）

区 分	登録業者数		許可業者数		
	引取業	フロン類 回収業	解体業	破砕業	
				(破砕前)	(破砕)
広島県	773	285	73	27	1
広島市	573	168	18	4	0
呉 市	168	42	6	2	0
福山市	443	149	33	11	0
計	1,957	644	130	44	1

資料：県産業廃棄物対策課，広島市，呉市，福山市

(オ) 建設リサイクル法の推進〔技術企画課〕

建設リサイクル法の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進します。

また、建設リサイクル法に係る広島県実施方針の目標値達成のため、建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を定め、建設副産物に対する総合的な対策を推進します。

【平成19年度事業実績】建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行いました。

【平成20年度事業内容】引き続き、適正な運用を推進します。

エ サーマルリサイクル・廃棄物発電の促進⁷

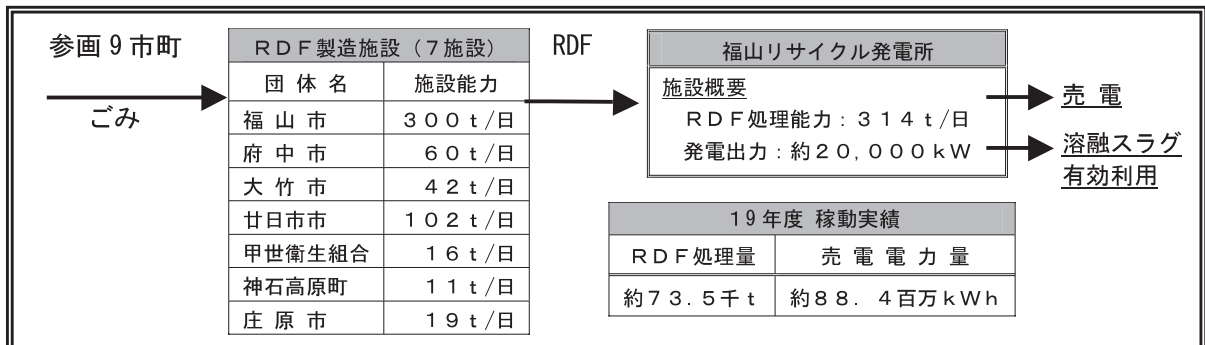
- 再生利用が困難で焼却処分せざるを得ない廃棄物について、エネルギーとして活用することにより、化石燃料の使用量の抑制を推進します。
- ごみ焼却施設の整備に当たっては、廃熱を有効に活用する廃棄物発電や新技術の導入により、可能な限り電気や熱などのエネルギーとして熱回収を促進します。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

(ア) 福山リサイクル発電事業⁸の運用〔循環型社会課〕

一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じて、ダイオキシン類、二酸化炭素の削減等の環境対策や資源・エネルギー対策を進め、併せて市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、福山リサイクル発電⁹によるRDF発電・灰溶融事業を実施します。(平成16年4月操業開始)

【平成19年度事業実績】



【平成20年度事業内容】引き続き、搬入されたRDFを処理し、発電・灰溶融を実施します。

(イ) ごみエネルギーネットワーク推進事業〔循環型社会課〕

未利用のごみエネルギーを活用する発電、エネルギー利用施設の導入を促進するため、ごみエネルギーの有効利用に関する技術的な調査・検討を行います。

【平成19年度事業実績】ごみ焼却施設で発電した電力の効率的な運用を支援するため、電力利用のネットワーク構築に関する調査を実施しました。

【平成20年度事業内容】事業終了

7 サーマルリサイクル：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。例えば、ごみの焼却時に発生する熱は、発電や冷暖房、温水などの熱源として利用できる。また、ごみを固形燃料化（RDF）したり、油化すれば、燃料として利用できる。

8 福山リサイクル発電事業：広域リサイクルシステムの中核として、福山市箕沖地区において、RDFを利用し、発電や灰溶融を行う事業。

9 RDF：Refuse Derived Fuelの略でごみ固形燃料と訳す。ごみを破碎・選別後に乾燥、圧縮、成型し、減容・固化して燃料化したもの。

●コラム● 産業廃棄物埋立税の5年間延長（平成25年3月31日まで課税）

➤ 産業廃棄物埋立税とは？

産業廃棄物埋立税は、県内で埋め立てられる産業廃棄物を抑制するために、広島県が独自に課税した地方税で、その収入は産業廃棄物対策の費用に充てられる目的税です。

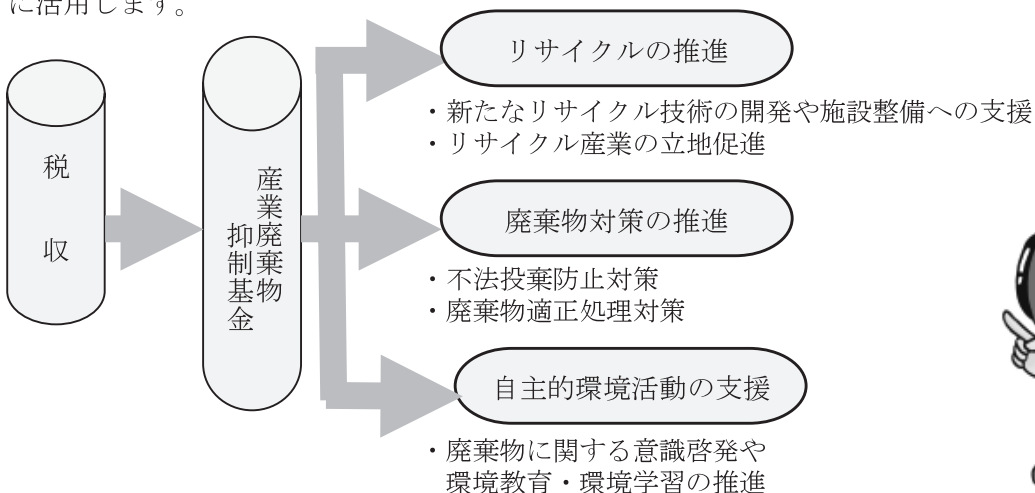
平成15年4月から導入しており、平成19年9月定例県議会において5年間延長（平成25年3月31日まで）することが決まりました。

産業廃棄物埋立税制度の概要

区 分	内 容
目 的	経済的インセンティブによって産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進等を目的とする。
納税義務者	県内の産業廃棄物の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者（中間処理業者を含む）
課税対象	県内の最終処分場に、産業廃棄物を搬入する行為
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。
税 率	1,000円／トン
徴収方法	県内最終処分業者による特別徴収方式
税収使途	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てる。
課税期間	平成15年4月1日から平成25年3月31日まで
課税免除	自社処分（自ら排出する産業廃棄物を自ら有する最終処分場へ搬入するもの）
概要図	<pre> graph TD A["(納税義務者) 排出事業者"] -- "課税対象" --> B["中間処理業者 (納税義務者)"] B -- "課税対象" --> C["(特別徴収義務者) 最終処分業者 (特別徴収義務者)"] </pre>

➤ 得られた税収は何に使うのですか？

引き続き、リサイクルの推進、廃棄物対策の推進及び自主的環境活動の支援を基本とした廃棄物施策に活用します。



●コラム● 広島県リサイクル製品登録制度

【目的】

県内産のリサイクル製品を登録し、登録製品の情報を豊富に提供することにより、県内におけるリサイクル製品の利用促進を通じて、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化、リサイクル産業の育成を図ります。

【登録対象製品】

- ① 県内で生産等される製品であること。
- ② その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等される製品であること。
- ③ 申請時において既に県内で販売されている製品であること。
- ④ 当該製品の使用又は購入を推奨することが適当であると認められること。
- ⑤ 広島県リサイクル製品登録基準を満たしていること。

【登録を受けると】

申請者に登録証を交付するとともに、県のホームページやパンフレット等で製品の情報を紹介することによって、公共事業をはじめ県民や事業者へ使用の促進を図ります。

【登録リサイクル製品の内容】

製品数：309 製品（平成19年度末時点）

主な製品の品目：**再生砕石、再生加熱アスファルト混合物、インターロッキングブロック、緑化基盤材・吹付材、有機肥料、など**

登録の手続き

申請者(リサイクル製品の製造事業者)



管轄の地域事務所に申請書を提出
(広島市内の事業者の方は財団法人広島県環境保全公社に申請書を提出)



(財)広島県環境保全公社で受付・審査
県(循環型社会課)による審査・登録

登録の有効期限:3年間



登録製品情報をホームページ等で紹介



登録マーク

登録製品の詳細情報は、広島県環境局ホームページ「エコひろしま」でご覧になれます。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/>

- メニュー → 「廃棄物・リサイクル」の中の「リサイクル」をクリック
- 「リサイクル製品登録制度」

- 広島県登録リサイクル製品の紹介
- 申請方法・制度の概要

2 廃棄物適正処理の推進

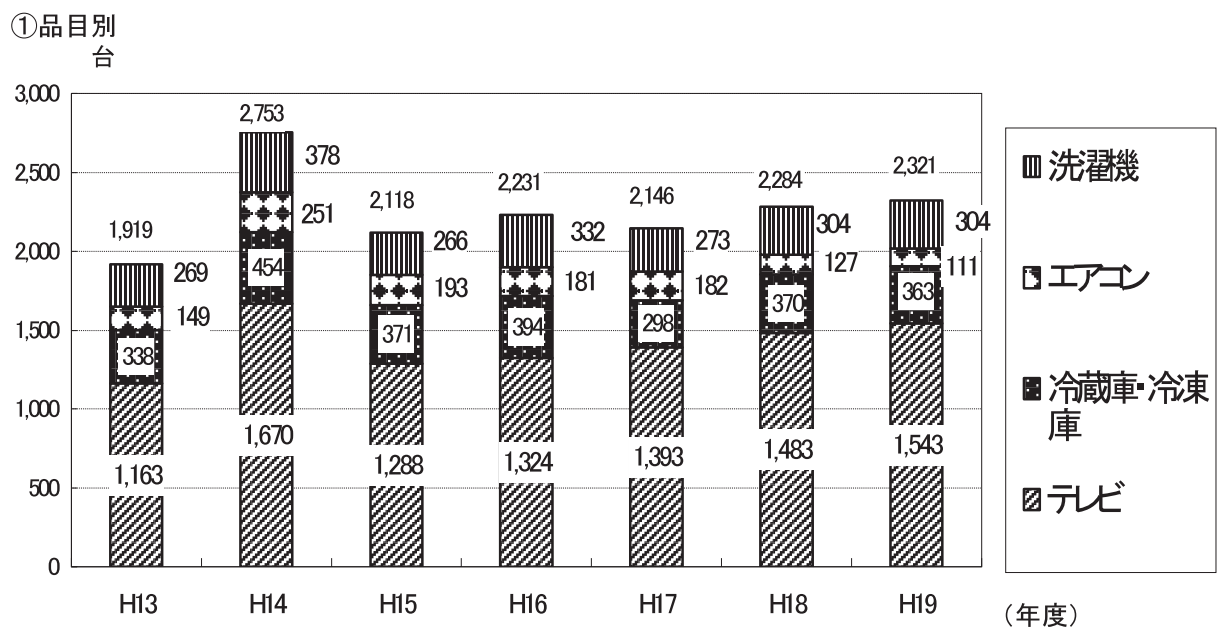
●現状と課題

(1) 適正処理の状況

廃棄物が適正に処理されるよう、排出量や処理目的に応じ、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

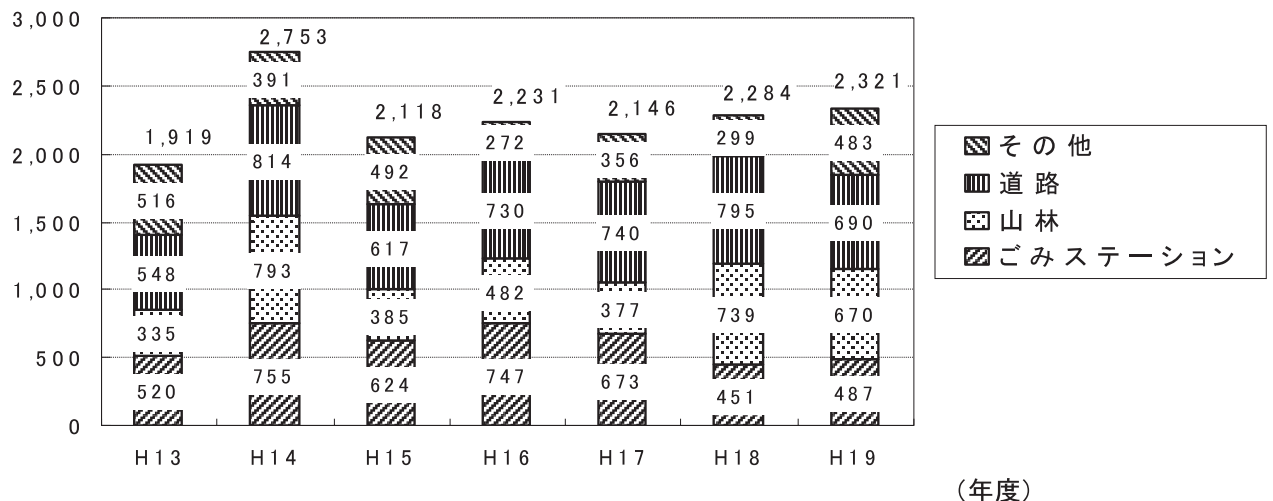
また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

図表 2-1-7 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数

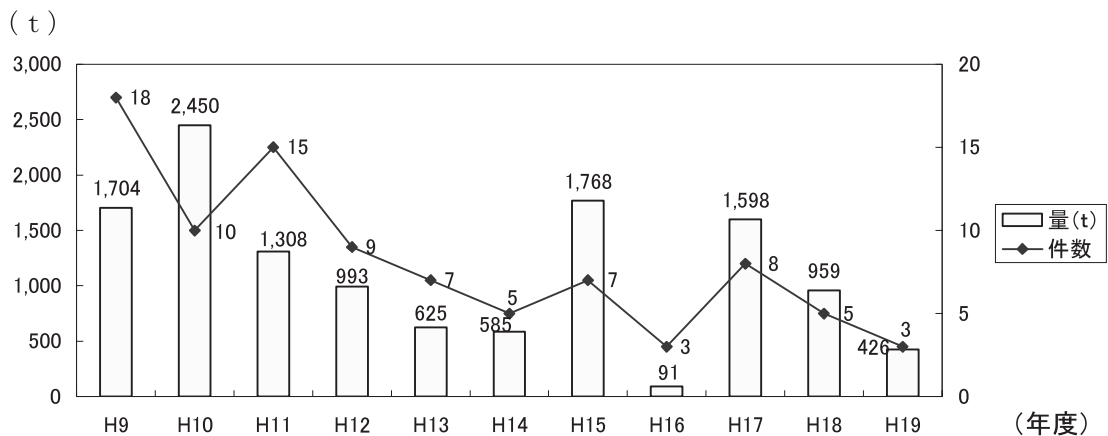


冷凍庫は、平成16年4月から対象

②場所別 台



図表 2-1-8 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量 10 トン以上の事案）



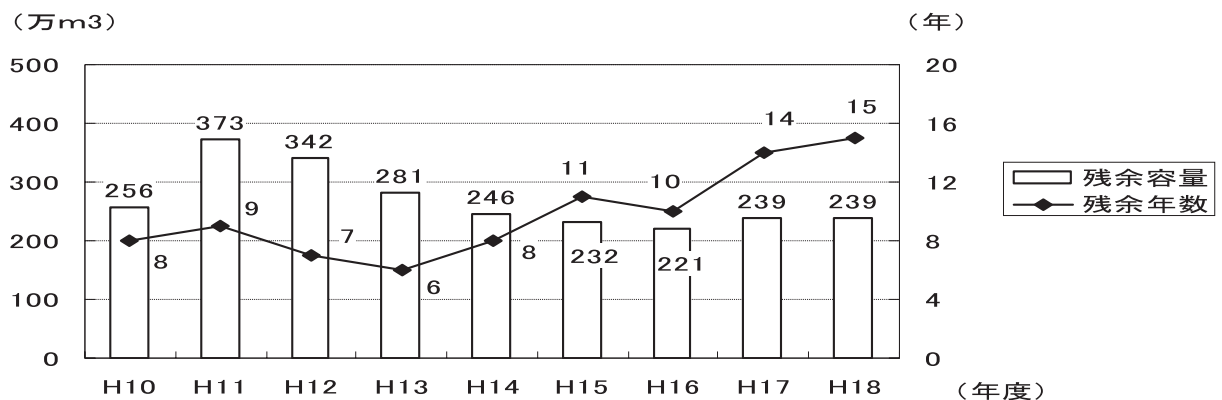
資料：県産業廃棄物対策課

(2) 最終処分場の状況

一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の残余容量はひっ迫した状況にあることから、新規埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要があります。

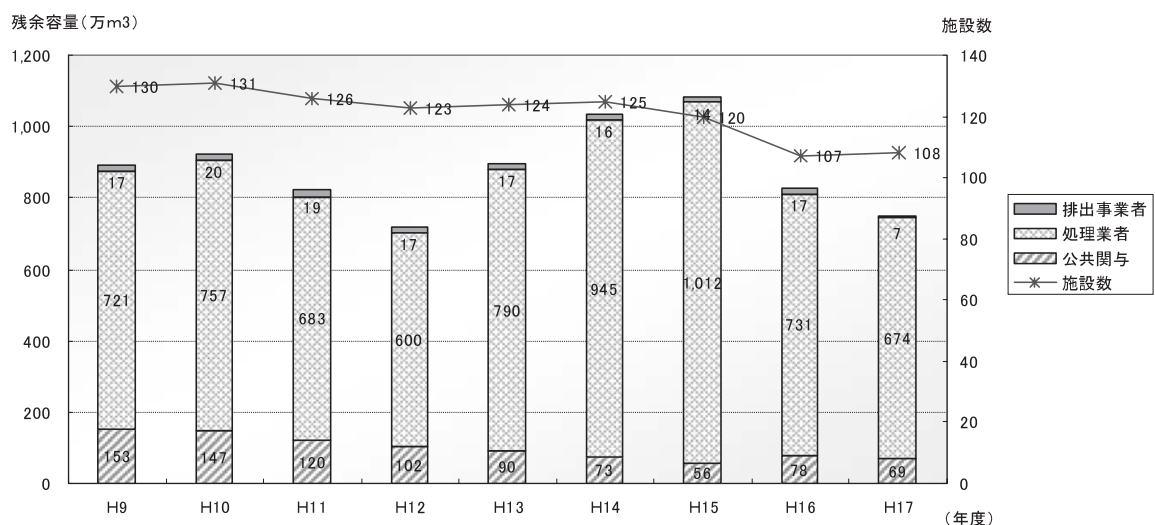
特に、産業廃棄物の最終処分場の残余年数は、約 7 年しかなく、公共関与による新規埋立処分場の整備等により最終処分場を確保する必要があります。

図表 2-1-9 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び年数



資料：県循環型社会課

図表 2-1-10 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-1-11 産業廃棄物最終処分場の設置等状況（平成17年度末現在）

区 分	施設数				残余容量（万m ³ ）				残余 年数
	排出事業者	処理業者	公 共	計	排出事業者	処理業者	公 共	計	
安定型最終処分場	6	67	1	74	1	464	14	479	6.5
管理型最終処分場	8	24	2	34	6	210	55	271	7.3
計	14	91	3	108	7	674	69	750	6.8

資料：県産業廃棄物対策課

（注1） 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設です。

（注2） 残余年数は、平成17年度の埋立量の実績（安定型73万m³、管理型37万m³）から試算したものです。

図表 2-1-12 公共関与による埋立処分事業の実施状況（平成19年度末）

名称	埋立面積（ha）	埋立容量（千m ³ ）	進捗率（％）	事業期間	事業主体
箕島地区	35	1,937	79.8	昭和63年10月～	（財）広島県環境保全公社
五日市地区	37.5	4,855	98.3	平成3年1月～	（財）広島県環境保全公社

資料：県産業廃棄物対策課

【施策の方向】

- 不法投棄の防止など適正処理の推進，優良な処理業者の育成
- 最終処分場の確保

●施策の展開

（1） 廃棄物処理の安全性の向上

ア 市町に対する支援

- 一般廃棄物の適正処理を推進するため，市町や一部事務組合のし尿・ごみ処理施設等の適正な運営や環境保全に関する助言を行うとともに，既存施設の耐用年数や老朽化の状況などを勘案しながら施設整備に対する適切な支援を行います。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

（ア）一般廃棄物処理施設整備の促進〔循環型社会課〕

一般廃棄物処理施設について，既存施設の老朽化や廃棄物量の増加などを踏まえ，市町による計画的な施設整備を支援します。

1 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等）の最終処分場をいう。

2 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻，汚泥，木くず，鉱さい，ばいじん等の最終処分場で，浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため，遮水工，集水設備，浸出液処理設備等が設けられている。

【平成19年度事業実績】

図表 2-1-13 一般廃棄物処理施設整備状況

区 分	17 年度		18 年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	36	74	36	80
施設能力	2,777kℓ /日	4,683 t /日	2,777 kℓ /日	4,748 t /日

資料：県循環型社会課

【平成20年度事業内容】引き続き、計画的な施設整備を支援します。

(イ) 監視・指導等〔循環型社会課〕

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施します。

【平成19年度事業実績】

図表 2-1-14 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数

区 分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	30
ごみ処理施設	71
埋立処分地	10
浄化槽	1,637
計	1,748

資料：県循環型社会課

【平成20年度事業内容】引き続き、立入検査等を実施します。

イ 産業廃棄物排出事業者・処理業者に対する指導

- 排出事業者責任の原則のもと、「廃棄物処理法」に基づき計画的な立入検査を実施するとともに、マニフェスト制度³の徹底や排出事業者による産業廃棄物処理委託時の処理能力等の確認の徹底など、排出事業者・処理業者等に対して適正処理を指導します。
- 近年開発された計測技術を用いて、産業廃棄物最終処分場の面積及び埋立容量を定期的に監視します。
- ダイオキシン類の発生源である産業廃棄物焼却施設の設置管理者に、構造基準、維持管理基準の遵守を徹底させるとともに、ダイオキシン恒久基準⁴への適合状況を継続的に監視します。
- 「広島県ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理計画」に基づく県内で保管されている PCB 廃棄物の適正処理、「感染性廃棄物処理マニュアル」⁵に基づく医療機関及び処理業者に対する指導など、有害産業廃棄物の適正処理を推進します。
- 産業廃棄物の処理に関する情報の開示を推進し、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るとともに、産業廃棄物処理業者で構成する団体の活動に対して支援を行い、業界全体の健全な発展を促進します。

3 マニフェスト制度：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。従来は医療系廃棄物などの特別管理産業廃棄物に限って義務付けられていたが、平成10年12月1日からすべての産業廃棄物に適用された。

4 ポリ塩化ビフェニル (PCB)：絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんど処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

5 感染性廃棄物：医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、または感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物をいう。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

(ア) 監視・指導等〔産業廃棄物対策課〕

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所及び処理施設の立入検査を実施します。

【平成19年度事業実績】

図表 2-1-15 事業所立入検査件数

区 分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業所	870	103
産業廃棄物処理業者	1,759	195
不法投棄監視パトロール	331	2
産業廃棄物運搬車両検査	42	9
計	3,002	309

資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-1-16 産業廃棄物処理業者許可状況（平成20年3月31日）

区 分		広島県	広島市	呉市	福山市
産業廃棄物	収集運搬	2,849	1,732	822	1296
	中間処理	181	101	27	46
	最終処分	13	10	3	6
	中間処理・最終処分	14	0	0	6
	小計	3,057	1,843	852	1354
特別管理産業廃棄物	収集運搬	393	261	133	244
	中間処理	8	11	1	4
	最終処分	3	0	0	0
	中間処理・最終処分	0	0	0	0
	小計	404	272	134	248
合 計		3,461	2,115	986	1602

(注1) 表中の数字は許可件数を表している。

資料：県産業廃棄物対策課，広島市，呉市，福山市

(注2) 1つの業者が複数の区分，複数の自治体の許可を有する場合，それぞれ計上している。

【平成20年度事業内容】引き続き，立入検査を実施します。

(イ) 産業廃棄物最終処分場高度監視事業〔産業廃棄物対策課〕

小型ヘリコプターにレーザー測量機器を搭載し，約300メートル上空から産業廃棄物最終処分場の現況の地形を計測した後，設置許可申請の図面や埋立計画と照合し，不法拡張埋立や残余容量を把握します。

【平成19年度事業実績】10箇所の処分場の現況の地形を計測し，許可容量を超過していた2箇所の処分場について，改善を指導しました。

【平成20年度事業内容】引き続き，13箇所の処分場の現況の地形を計測します。

(ウ) ダイオキシン類等対策事業〔産業廃棄物対策課〕

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン対策を推進するため，立入検査を実施するとともに，排出ガスの行政検査を実施します。

【平成19年度事業実績】8施設について，排出ガスの行政検査を実施しました。

【平成20年度事業内容】引き続き，行政検査を実施します。

(エ) PCB 廃棄物処理促進事業〔産業廃棄物対策課〕

PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき策定した PCB 廃棄物処理計画により、処理が開始されるまでの間の適正な保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導します。

また、中小企業者の処理費用負担額の軽減を図るため、国及び他の都道府県と協調して、(独)環境再生保全機構の PCB 廃棄物処理基金へ拠出します。

【平成 19 年度事業実績】平成 18 年度の PCB 廃棄物の保管及び処理の実態を把握しました。

また、平成 20 年度から、県内の多量保管事業場（トランス類、コンデンサ類を 30 台以上保管している保管事業場）の PCB 廃棄物の搬出処理が開始されるため、PCB 廃棄物処理計画（法定計画）を策定しました。

図表 2-1-17 PCB 廃棄物保管等届出状況（平成 19 年 3 月 31 日）

種 類 (単位)	保管中	使用中
高 圧 ト ラ ン ス (台)	712	351
高 圧 コ ン デ ン サ (台)	9,317	1,052
低 圧 ト ラ ン ス (台)	2,038	30,009
低 圧 コ ン デ ン サ (台)	19,711	438
柱 上 ト ラ ン ス (台)	419,774	92,007
安 定 器 (台)	149,511	12,212
P C B (kg)	3,642	0
P C B を 含 む 油 (kg)	1,151,106	0
感 圧 複 写 紙 (ノーカーボン紙) (kg)	33,503	0
ウ エ ス (kg)	19,847	0
そ の 他 機 器 (台)	137,222	101
届出事業所数	1,276	—

(注) 容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課，広島市，呉市，福山市

【平成 20 年度事業内容】PCB 廃棄物処理計画を周知するため、関係事業者を対象とした説明会を開催するとともに、PCB 廃棄物の保管及び処理の状況を把握します。

また、中小企業者の処理費用負担額の軽減を図るため、引き続き、国及び他の都道府県と協調して、PCB 廃棄物処理基金に拠出します。

(オ) 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業）〔産業廃棄物対策課〕

産業廃棄物処理業者等における電子マニフェストの導入、情報公開や法令遵守の研修会等の活動を支援し、優良な業者の育成、業界の健全な発展を促進します。

【平成 19 年度事業実績】

図表 2-1-18 優良な産業廃棄物処理業者の育成事業概要

事業名	処理情報電子管理推進事業		処理業者フォローアップ事業
	電子マニフェスト導入モデル事業	電子マニフェスト情報伝達機能テスト事業	
実施主体	広島県((社)広島県産業廃棄物協会へ委託)	(社)広島県産業廃棄物協会	(社)広島県産業廃棄物協会
事業内容	電子マニフェストの普及に向け導入モデル事業を実施	ICカードを利用した廃棄物情報伝達機能の試験運用を支援	情報公開や法令遵守の必要性について研修会等を実施
補助率	—	1/2	1/2
補助金額	3,990 千円	3,000 千円	2,500 千円

【平成 20 年度事業内容】引き続き、情報公開の推進等、業界の健全育成に資する費用を助成するとともに、電子マニフェストの導入を支援します。

(2) 不法投棄防止対策の推進

- 廃棄物処理法の規制強化，最終処分場の逼迫，廃棄物処理費用の増加，各種リサイクル法の施行などにより不法投棄の多発が懸念されるため，県の組織体制の充実を図るとともに，「不法投棄 110 番・ファックス⁶」による情報収集や，車両，ヘリコプター及び船舶を使用したパトロールの実施など，市町，警察署，郵便局，地域の各種団体，地域住民等との連携により監視体制の強化を図り，不法投棄の未然防止に努めます。
- 市町が行う監視機器や防止設備の設置，監視体制の強化等の取組に対し必要な支援を行います。

平成 19 年度に講じた施策・平成 20 年度に講じる施策

ア 地域廃棄物対策支援事業〔循環型社会課〕

廃棄物の不法投棄等，不適正な処理が増加することが懸念されるため，市町又は一部事務組合が実施する不法投棄対策事業を支援し，不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正を図ります。

図表 2-1-19 地域廃棄物対策支援事業概要

項 目	内 容
実施主体	市町（一部事務組合を含む）
対象事業	① 不法投棄監視事業 パトロール，住民団体・民間警備会社への監視委託 監視機器・車両進入防止柵の設置等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発事業 講習会の開催，広報活動の実施 不法投棄防止大会の開催 不法投棄防止キャンペーン等における廃棄物及び海浜清掃等における海ごみの撤去・処理，回収困難場所の作業委託等（平成 20 年度から追加） ③ その他関係事業 不法投棄を防ぐための環境整備事業等
補 助 率	1/2 以内（18 年度まで 1/3 以内）
補助限度額	3,000 千円～15,000 千円／市町（18 年度まで 200 千円～10,000 千円／市町） （18 年度までは 200 千円～10,000 千円／市町）

【平成 19 年度事業実績】

図表 2-1-20 地域廃棄物対策支援事業補助実績

補助金交付 市町数	主な事業内容				補助金 交付額
	監視パトロール	カメラによる監視	防止ネット・看板等の設置	パンフレット等の作成	
15 市町	10 市町	7 市町	10 市町	3 市町	27,981 千円

資料：循環型社会課

【平成 20 年度事業内容】補助対象事業を追加し，市町又は一部事務組合が実施する不法投棄防止対策事業の支援を拡充強化します。

⁶ 不法投棄 110 番・ファックス：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し，不法投棄の早期解決を図るため，県産業廃棄物対策課内に設置された専用電話・ファクシミリのこと。（TEL, FAX：082-211-5374）

イ 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業）〔産業廃棄物対策課〕

「不法投棄 110 番」による情報収集や、車両、ヘリコプター及び船舶を使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めます。

【平成 19 年度事業実績】不法投棄パトロールや産業廃棄物収集運搬車両の検査を実施しました。

車両によるパトロール（74 回）、ヘリコプターによるパトロール（8 回）、船舶によるパトロール（8 回）、車両検査（8 回）

【平成 20 年度事業内容】引き続き、国、県、市、県警、海上保安部等の関係機関が共同して、上空及び海上から不法投棄等の監視パトロールを実施します。また、監視車両によるパトロールや県警の協力を得て車両検査を実施します。

ウ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業）〔産業廃棄物対策課〕

悪質・巧妙化する不法投棄等不適正処理に対する監視体制などを強化するため、県産業廃棄物対策課に現職警察官、警察官 OB 及び県職員からなる「不法投棄対策班」を設置し、不適正処理事案に関する調査活動、原因者の究明及び監視指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図ります。

【平成 19 年度事業実績】不法投棄 110 番、関係機関の要請等を受けて、述べ 262 回出動し、不適正処理事案への対応を行いました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き、不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を行います。

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業）〔産業廃棄物対策課〕

地域事務所の管轄区域毎に、地域事務所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施します。

【平成 19 年度事業実績】地区不法投棄防止連絡協議会を延べ 17 回開催しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き、地区不法投棄防止連絡協議会を開催します。

（3）最終処分場の確保

- 最終処分場設置者と地域住民とのコミュニケーションが円滑に図られるよう調整を行います。
- 最終処分場の設置の円滑化を図るため、周辺環境保全整備に対する支援方を検討します。
- 廃棄物処理施設の設置をめぐる紛争や「廃棄物処理法」の規制強化などにより廃棄物最終処分場の確保が困難になっていることから、広島市出島地区及び福山市箕沖地区の 2 地区において公共関与による新規廃棄物処分場の整備を推進することとしています。

公共関与廃棄物処分場整備事業〔産業廃棄物対策課〕

五日市地区及び箕島地区処分場の後継処分場として、広島地域（出島地区）及び備後地域（箕沖地区）において新たな最終処分場を計画的に整備します。

●コラム● 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

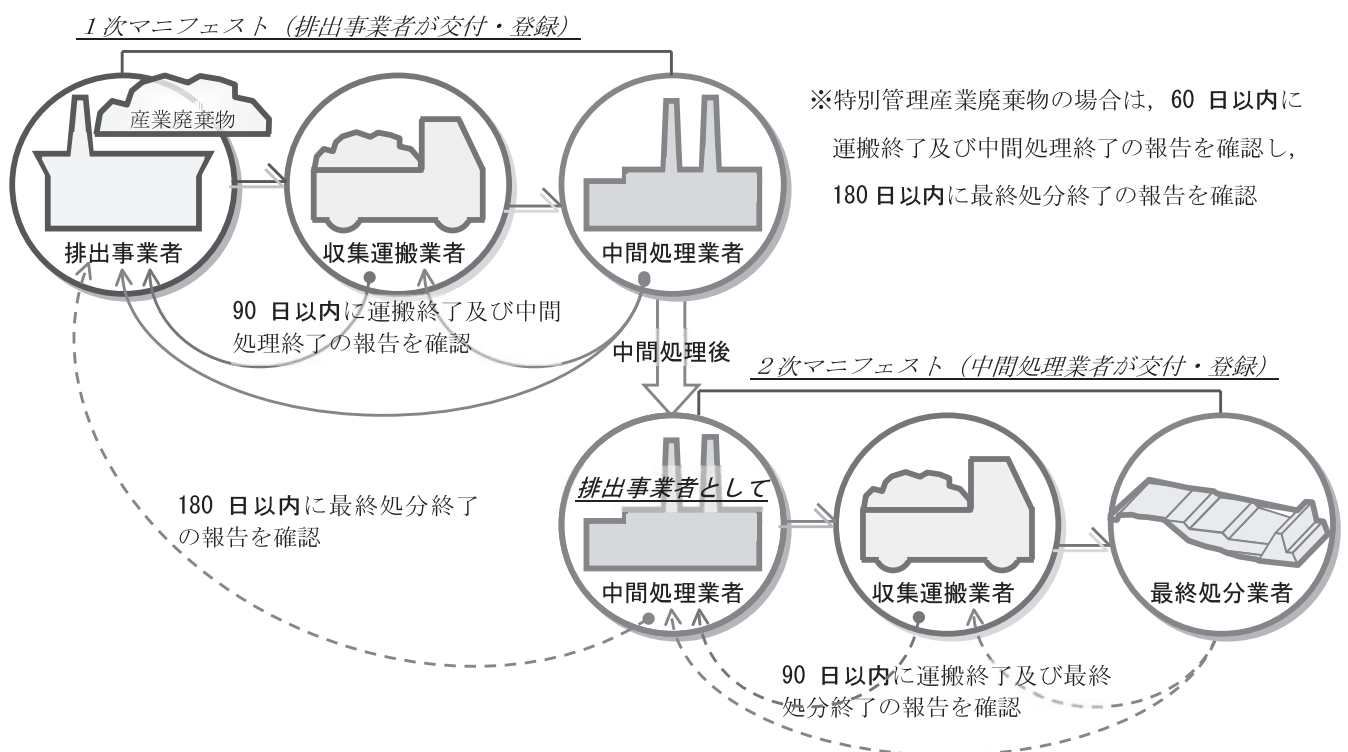
(1) マニフェストとは

産業廃棄物は排出から最終処分に至るまでに複数の者を介することから、その適正処理を確保するためには、排出事業者、収集運搬業者、中間処理業者の各処理段階において産業廃棄物に関する情報が的確に伝達され、共有化されることが、重要な鍵となります。

この情報管理を徹底するため、すべての産業廃棄物の処理を委託する際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用することが義務付けられており、排出事業者が最終処分終了まで確認できるしくみになっています。

産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、収集運搬業者名、処分業者名などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する仕組みです。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（法第12条の3）



(2) マニフェスト交付等状況報告

平成20年度から、マニフェストを交付した事業者は、毎年度6月30日までに前年の4月1日からその年の3月31日までに交付したマニフェストの状況について、都道府県知事（政令市は各市長）に報告することが義務付けられています。

電子マニフェストを利用した場合、情報処理センターが排出事業者に代わって行政報告を行うため、排出事業者自らが報告を行う必要はありません。

なお、広島県への報告方法は、次のサイトで確認してください。

URL http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/i/i2/manifest/manifest_top.html

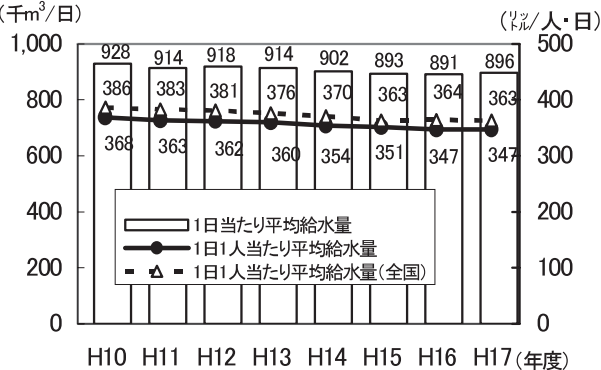
3 健全な水循環の確保

●現状と課題

水は、蒸発・降水・浸透・貯留・流下・海への流入という過程を繰り返す中で浄化されますが、都市への急速な人口・産業の集中と過疎化の進行、産業構造やライフスタイルなどの社会変化を背景として水循環が急激に変化したことにより、河川流量や雨水浸透量の減少、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系への影響などの諸問題が生じています。

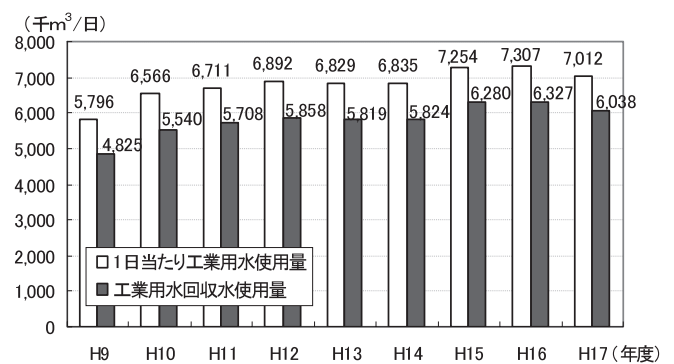
こうした問題の解決を図るためには、それぞれの地点で環境の質を判断し、汚濁負荷の低減を通じて環境の保全を図る「場の視点」による取組とあわせ、水源となる森林から海に至る河川の流域を一体的な水循環系として捉える「流れの視点」に基づいて、河川流量や地下浸透量の保全等を図る取組が不可欠です。併せて、家庭や工場・事業場における水の合理的・循環的な利用をさらに進めていく必要があります。

図表 2-1-21 1日及び1日1人当たり平均給水量（上水道事業のみ）
（千 m^3 /日）



資料：県生活衛生課

図表 2-1-22 1日当たり工業用水及び回収水使用量
（千 m^3 /日）



出典：県統計年鑑、工業統計

【施策の方向】

- 河川の流域を一体的な水循環系として捉えた保全・再生の推進
- 水源林造成，雨水地下浸透促進施設等の整備推進

●施策の展開

（1）河川の流域における水循環の一体的な保全・再生

- 都市への急速な人口や産業の集中，過疎化の進行，産業構造などの社会変化を背景とする水循環の急激な変化により，生態系への影響，河川流量の減少，都市における水害や渇水，水質汚濁，親水空間の減少などの問題が生じている状況を踏まえ，河川の流域を一体的な水循環系として捉え，これを保全・再生する取組を推進します。

平成 19 年度に講じた施策・平成 20 年度に講じる施策**ア 健やかな流域づくり事業（黒瀬川モデル）〔環境保全課〕**

⇒詳細は「第3章第1節1 瀬戸内海の環境保全と創造（横断的項目）」（p103）

イ 治水ダム建設事業〔ダム室〕

水害防除と既得取水の安定化及び河川環境の保全などを目的にダムを建設しています。

【平成 19 年度事業実績】仁賀ダム、梶毛ダム建設事業を実施しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き、仁賀ダム、梶毛ダムの建設事業を実施します。

ウ 多目的ダム建設事業〔ダム室〕

水害防除や既得取水の安定化及び河川環境の保全、都市用水などの補給を目的にダムを建設しています。

【平成 19 年度事業実績】福富ダム、野間川ダム、庄原ダム建設事業を実施しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き、福富ダム、野間川ダム、庄原ダムの建設事業を実施します。

（2）雨水等の地下浸透の推進

- 透水性舗装、貯留浸透型の雨水排水設備など、雨水の地下浸透を促す施設等の整備を推進します。

ア 植樹帯や法面の緑化〔道路企画課・道路整備課〕

道路を緑化し、良好な道路環境を確保するよう、植樹帯や法面の緑化を実施します。

イ 透水性舗装の使用〔道路企画課・道路整備課〕

道路の舗装面上に降った雨水を、間隙が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる透水性舗装工法により、地下水の保全・かん養を図ります。

【平成 19 年度事業実績】一般国道 2 号（廿日市市本町）において、600m の透水性舗装を実施しました。

【平成 20 年度事業内容】一般国道 2 号（廿日市市本町）において、250m の透水性舗装を実施します。

ウ 透水ますの設置〔道路企画課・道路整備課〕

従来の雨水ますと違い、底と横に穴があいている雨水透水ますを砕石で覆って設置することにより、雨水が地下にしみ込みやすくなります。

(3) 水源林造成の推進

- これまで「水源の森」に指定したダム上流域等の森林を対象に、市町や企業等の協力を得て、上下流域が一体となった県民参加による水源林の造成を推進します。
- 水資源の確保を図るため、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させる上で重要な役割を果たす水源かん養保安林等について、適切な保全・管理を推進します。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

ア 水源林造成事業〔森林保全課〕（再掲）

都市部における水不足の解消に寄与する水源林の造成・充実を目的として、上下流の住民が一体となり、流域ぐるみで水源かん養機能の高い森林づくりを実施します。

【平成19年度事業実績】ダム上流域等の森林を対象に「水源の森」の指定を拡大するとともに、企業・漁協等の事業者や NPO 団体等の協力により、県民参加による水源林の造成を実施しました。

【平成20年度事業内容】既に「水源の森」に指定した森林に対して、機能の維持・増進を図るため、個別事業、農林振興センター事業を計画的かつ着実に実施します。

イ 水源地域整備事業〔治山室〕（再掲）

水源地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と県土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地の復旧整備及び荒廃森林の整備を総合的に実施します。

【平成19年度事業実績】特に重要な水源地域において、荒廃した森林等5地区の整備を実施しました。

【平成20年度事業内容】引き続き、6地区において整備します。

1 水源の森：太田川流域及び芦田川・沼田川流域において、県及び市町等が負担金を拠出し、(財)広島県農林振興センター（水源の森会計）を事業主体として、植栽や間伐・下刈等の森林整備に対して助成を行い、森林を長伐期化へ誘導するなど、水源かん養機能の維持増進に資する水源林の整備を実施している。